

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年2月10日

世田谷区

### 1. 業務概要

#### 1) 件名

「二子玉川まちづくりへの基本的考え方（まちづくり基本方針）」改定検討業務委託

#### 2) 目的

「二子玉川まちづくりへの基本的考え方（平成20年3月）」（以下「まちづくり基本方針」という。）は、市街地再開発事業によるまちの変化を見据えて策定された。その後、世田谷区基本計画（平成26年3月）の策定や世田谷区都市整備方針（平成26年4月）及び地域整備方針（平成27年4月）の改正により、二子玉川駅周辺地区は「広域生活・文化拠点」として位置づけられ、平成26年には川崎市と世田谷区との連携・協力に関する包括協定が締結された。また、市街地再開発事業や二子玉川公園等の整備等により大きく変貌を遂げた二子玉川駅周辺地区は、広域的にみると、多摩川堤防や（仮称）等々力大橋・放射3号線、玉川野毛町公園拡張部の整備等が進められる中、地元町会と企業が連携したエリアマネジメント活動による官民連携のまちづくり等も進められている。

このような状況を踏まえ、本業務では、現在の区の上位方針等や二子玉川周辺で進められている多様な取組みとの整合性を図るとともに、豊かな地域資源を活かすまちづくりを展開していくための将来目指すべき二子玉川のまちの姿を広域的な視点から検討し、「まちづくり基本方針（改訂版）」（案）を作成する。

#### 3) 対象地域

【別紙1】 図-1 検討区域…二子玉川駅から概ね1km圏内及び周辺の主たる公共施設や地域資源等を含む区域

#### 4) 業務内容

【令和4年度】

##### (1) 関連計画・方針の整理

###### ①行政計画・方針における二子玉川駅周辺地区の位置付け及び方針の整理

・まちづくり基本方針以降に作成された二子玉川駅周辺地区に関わる行政計画・方針等を抽出し、当該地区の位置付け及び方針を整理する。

###### ②地元町会、団体及び地元企業（5者程度）によるまちづくりの考え方の整理

・地元町会、団体及び地元企業が実施しているまちづくりの取り組み状況等（エリアマネジメント活動も含む。）について、ヒアリングや既往文献、公表資料等をもとに整理する。

##### (2) 検討区域の現状把握及び分析とエリア別地域特性の把握

###### ①検討区域の現状把握及び分析

・都市整備方針の項目をベースに現状調査、分析を行う（想定項目：位置、面積、人口・世帯、土地利用現況、地勢、みどりのみず、道路・交通、市街地・拠点形成の沿革、社会をとりまく変化、再開発事業完了前後での変化、地域資源等地区の特性など。）。

###### ②エリア別地区特性の把握

・①に基づいてゾーニングを行い、エリア毎の地区特性を整理する。

##### (3) 将来の社会情勢と先端技術の動向調査

###### ①将来の社会情勢の動向調査

・将来の日本の社会情勢や人々のライフスタイルなどの動向について、既往文献や公表資料

をもとに調査・整理する。

②先端技術の動向調査

- ・各種産業で活用・計画されている先端技術について、既往文献や公表資料をもとに調査・整理する。

(4) 二子玉川が目指す都市像の検討

①二子玉川が目指すべきまちの姿

- ・(1)～(3)の検討を踏まえ、二子玉川が目指すべきまちの姿を検討し、とりまとめる。

②まちづくりの基本的考え方(テーマ)の設定と方向性

- ・二子玉川が目指すまちの実現に向け、まちづくりの基本的考え方(テーマ)を設定する。
- ・エリア毎のまちづくりの方向性及び取り組みの方針を検討する。

(5) 庁内会議の開催補助および資料作成(庁内検討会議3回程度、作業部会5回程度)

- ・庁内関連部署との会議の開催補助および必要な資料作成を行う。

(6) 「まちづくり基本方針(改訂版)」(素案)の作成

- ・(4)および(5)を踏まえ、「まちづくり基本方針(改訂版)」(素案)を作成する。

※以下、令和5年度以降の業務内容は、スケジュールの進捗状況により変更する可能性あり。

**【令和5年度】**

(7) 地元意見集約のための協議会運営補助(協議会5回程度)および区民意見募集

①協議会資料の作成

- ・(6)の区が作成した「まちづくり基本方針(改訂版)」(素案)を踏まえ、協議会を開催するための資料の作成及び準備を行う。

②協議会の進行・運営補助

- ・協議会の開催にあたり、協議会の進行・運営の補助を行う。

③議事録の作成

- ・協議会の議事録を作成する。

④区民からの意見の集約

- ・区で行う区民からの意見募集について、意見集約・整理を行い方針に反映させる。

(8) 庁内会議の開催補助および資料作成(庁内検討会議3回程度、作業部会5回程度)

- ・庁内関連部署との会議の開催補助および必要な資料作成を行う。

(9) 「まちづくり基本方針(改訂版)」(案)の作成

- ・(7)および(8)を踏まえ、「まちづくり基本方針(改訂版)」(案)を作成する。

5) 参考資料

業務履行の際には、土地利用現況調査のGISデータを貸出するのでそれを活用し、(2)－①の調査、分析を行う。

6) 履行期間

令和4年5月下旬から令和6年3月1日(金曜日)まで。

※契約は、年度ごとに行い、令和5年度以降の契約は、前年度の履行内容が良好と認められること、かつ当該契約に係る予算案が区議会で議決され予算配当があることを条件とする。

2. 参加資格

提案提出者は、参加表明書提出日現在において次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項の規定による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 予定技術者が過去5年間に、都内又は政令指定都市で都市整備方針や街づくり方針等に係る

業務（住民参加型の会議の運営を含んでいること。）を行った実績を有すること。

### 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知を3月2日（水曜日）に発送し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を郵送及び電子メールで通知する。

### 4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 予定技術者の資格と経歴
- (2) 同種又は類似業務の実績
- (3) 当該業務の実施体制
- (4) 当該業務の実施方針及び実施手法
- (5) 提案書の的確性と実現性
- (6) ヒアリングでの説明内容の明確性
- (7) 見積金額の妥当性

### 5. 手続き等

#### (1) 担当部課

世田谷区玉川総合支所街づくり課 街づくり担当 小林、水野、松村  
所在地：〒158-8503 東京都世田谷区等々力3丁目4番1号  
電話番号：03-3702-2179 FAX：03-3702-0942

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 令和4年2月10日（木曜日）から令和4年2月25日（金曜日）まで。  
※土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで（12時から13時を除く。）。
- ②場所 上記（1）と同じ。
- ③方法 上記（1）の窓口にて希望者に無償で配布する。  
※世田谷区ホームページからもダウンロード可

#### (3) 参加表明書等の受領期限、提出場所及び方法

- ①期限 令和4年2月25日（金）17時（必着）
- ②場所 上記（1）と同じ。
- ③方法 持参又は郵送（電子メール及びファクシミリ可）  
※提出する前に方法を電話連絡すること。

#### (4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

- ①期間 令和4年4月13日（水曜日）17時（必着）
- ②場所 上記（1）と同じ。
- ③方法 持参又は郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る。）

### 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 【日本語及び日本国通貨に限る。】
- (2) 契約保証金 【免除】
- (3) 契約書作成の要否 【要】
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無【無】
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 【5.（1）に同じ】
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。

図-1 検討区域

